

令和6年白川町議会第4回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和6年12月10日（火）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議員派遣について

日程第4 一般質問

日程第5

 承第12号 専決処分した事件の承認について

 専第11号 令和6年度白川町一般会計補正予算（第3号）

日程第6

 承第13号 専決処分した事件の承認について

 専第12号 令和6年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7

 議第41号 白川町課設置条例について

日程第8

 議第42号 白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9

 議第43号 白川町公告式条例の一部を改正する条例について

日程第10

 議第44号 防災行政無線デジタル（同報系）親局更新工事請負契約の締結について

日程第11

 議第45号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第12

 議題46号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第13

 議題47号 財産の取得について（追認）

 議題48号 財産の取得について（追認）

日程第14

 議第49号 令和6年度白川町一般会計補正予算（第4号）

 議第50号 令和6年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第2号）

 議第51号 令和6年度白川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

 議第52号 令和6年度白川町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

3. 出席議員 1番 三戸勝徳君、 2番 杉山哉史君、 3番 伊佐治優君、
4番 田口守也君、 5番 佐伯好典君、 6番 梅田みつよ君、
7番 今井昌平君、 8番 渡邊昌俊君、 9番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	佐伯正貴君、	副町長	安江章君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	藤井充宏君、
庁舎整備室長	竹腰耕太郎君、	企画課長	渡口彰規君、
町民課長	長尾茂気君、	保健福祉課長	長尾ひろみ君、
農林課長	長尾弘巳君、	林政推進対策監	今井健吾君、
建設環境課長	中村豊君、	教育課長	大岩裕樹君、
会計管理者	三ツ石克明君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	安江宏行君、	書 記	田口直子君、
書 記	今井和樹君		

7. 会議の経過

（議長 9番 藤井宏之君）

議 長

おはようございます。今日は、令和6年白川町議会第4回の12月定例会ということで議員各位、また、執行部の皆様方にご参集いただきまして、ありがとうございました。

今年も残すところ後20日余りとなりました。今年1年を振り返ってみますと、やはり、元旦に発生しました、能登半島での地震が脳裏から離れません。そして被災した能登半島に対して、また9月21日の大変な豪雨が追い打ちをかけるように更にまた被害を広めたということになり、改めて地震と豪雨に会われた能登半島の皆さま方の中でお亡くなりになられた方にはお悔みを申し上げ、現在も避難されている方々に対し、お見舞いを申し上げたいと思います。

先月、白川町議会が太平洋に面する高知県黒潮町を視察して参りました。この黒潮町は皆さまもご承知かもしれませんが2011年の東北震災があった翌年に内閣府から東南海沖地震の津波の想定ということで、黒潮町が34.4メートルという津波がきますよということで発表され、それが数分の後に来るという事で、黒潮町ではそれに対して相当な危機感を持たれまして、今日までいろんな防災対策に対して、いろいろ策を起こしてこられました。私達が行った時には、低コストの耐震改良事業ということで、その視察で行った訳だが、現地の防災担当課からいろんな説明を受けまして、公共の建て物で、役場の庁舎、消防署等はすべて高台に移転をして、その庁舎で説明を受けた訳だが、高台のためそこから見える港の周りには住宅があるのだが、それが全て34.4メートルの津波で被害を被るということも見せてもらった。

そこで、黒潮町は内閣府からのその想定に対して職員全員が町内の地域を全てくまなく訪ねて

1 件 1 件の家の状況又は、その避難経路等を調べ上げて各家のカルテが出来上がっているということで、いざという時にどこへ逃げるかどういう連絡法ができているという事でした。その中で、まず津波避難タワーがあり、高さが 24 メートルあるそうだが、そのタワーが 6 か所の地区にできていました。そこへの視察へ行けなかったが、いわゆる高齢者や車イスの方が円を描きながら登っていく対策がとられており、頂上には約 300 人が避難できるタワーがあることも聞いた。そういった防災対策が充分取られているという事に対して、海外からの視察も増えてきているということも教えていただいたので、報告します。

また、これは白川町議会の事だが、今月の 12 月号の広報しらかわに議員定数についてのアンケートを入れておりますので、今月の 20 日が期限となっていますので、紙ベースでの提出でもいいですし、この QR コードを読み取って、web で回答いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

少し長くなりましたが、冒頭のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

本日の会議は、CCNet の中継録画を許可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

議 長

ただいまから令和 6 年白川町議会第 4 回定例会を開会いたします。

議 長

会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 安江宏行君)

議会事務局長

令和 6 年 9 月第 3 回定例会以降の諸般の報告をした。なお、令和 6 年 9 月 25 日、10 月 31 日、11 月 26 日に執行されました例月出納検査の結果の写しをお手元に配布しておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

議 長

直ちに本日の会議を開きます。

◇日程第 1 会議録署名者の指名

議 長

日程第 1 「会議録署名者の指名」を行います。

議 長

会議録署名者は、白川町議会会議規則第 119 条の規定により議長において、5 番 佐伯好典議員、6 番 梅田みつよ議員を指名します。

◇日程第 2 会期の決定

議 長

日程第 2 「会期の決定」の件を議題とします。

議 長

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から１２月２０日までの１１日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から１２月２０日までの１１日間と決定しました。

議 長

ここで町長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。町長。

（町長 佐伯正貴君 登壇）

町 長

令和６年白川町議会第４回定例会の開会に当たりまして、一文ご挨拶を申し上げます。

今年も残すところわずかとなりました。最近１年の過ぎるのが本当に早く感じられるようになりました。歳を重ねるたびに時間の過ぎるのが早く感じられるのは、自分の過ごしてきた人生の中で１年という割合が小さくなっていくからだそうです。時間は間違いなく同じように過ぎていきますが、今の時代はさまざまな事が急変していくことも原因の一つな気がいたします。

さて、今日は嬉しいニュースがございます。東白川村と共に築いてまいりました、白川・東白川地域公共交通活性協議会がその取り組みに対し、国土交通大臣表彰を受賞することになりました。議員の皆さまと国要望に参ります、１６日の午前中に授賞式があり、国土交通省において大臣から直接授与されるとの事です。思い起こせば今から１０年ほど前濃飛バスが町内から撤退するのではと情報があり、平成２８年に「白川町地域交通会」を立ち上げ、ほどなく東白川村にお声がけをして、２町村合同での協議会になって現在に至っています。途中、いろんな事があり、職員には苦勞をかけたことと思いますが、今では他市町村から視察を受けるまでとなり、担当してくれた職員はもとより、ご協力いただいた関係者の皆さま、予算措置をお認めいただき、本事業にご理解いただいております、議員の皆さまに改めて感謝を申し上げます。社会情勢の変化もあり、これが最終形となることはないかと思いますが、よりよい公共交通の構築に向け、精進いたしますので、今後ともご支援ご指導のほどよろしくお願いをいたします。

話は変わりますが、この夏の東京都知事選挙に始まり、先月の兵庫県知事選挙まで選挙に関する様々な話題がニュースを騒がせました。都知事選ではポスター掲示板の売買行為や、５６人が立候補したことにより、急遽クリアファイルと画びょうで留めるなどの対応をしたり、今までに想定していなかったような事態となりました。また、兵庫県知事選では、他候補を支援する目的での立候補や、新聞、テレビなどの大手メディア対ＳＮＳのソーシャルメディアとの対決など、今後課題を残した選挙となりました。表現の自由と個人情報保護は難しい問題ですが、ポスター掲示や選挙運動など、公職選挙法の見直しは必須であろうと思います。来夏には町議会選挙

が執行されますが、それまでに何か動きがあるのか分かりませんが、今後見守りながら、情報収集、情報提供に努めてまいります。こういったことも時代の流れの急変な変化なのかもしれません。

それでは本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明を申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、専決処分した事件の承認について2件、条例の全部改正1件、条例の一部改正2件、工事請負契約の締結1件、和解及び損害賠償の額を定めることについて2件、財産の取得の追認について2件、令和6年度一般会計、地域振興券交付事業特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業会計の各補正予算4件の以上14件を上程しております。このほか、追加議案として、人事院勧告に伴う常勤の特別職職員の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、白川町職員の給与に関する条例、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、及び、これに伴います一般会計の補正予算、並びに、教育委員会委員の人事案件合わせて5件の提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、本定例会に提案いたしました諸議案について、その概要を説明してまいりましたが、幸いにして議員各位のご賛同を賜りますならば、全力を傾注して、的確な執行を図ってまいる所存であります。何とぞ議員各位の一層のご理解と、町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

議 長

日程第3「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

お諮りします。本派遣案の起債事項に変更等が生じた場合の修正を、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、記載事項に変更が生じた場合の修正は、議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

議 長

日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、4名の通告がありますので、通告順にこれを許します。なお、一般質問については、申し合わせにより、大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式は、質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。また再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

議 長

6番 梅田みつよ議員。

(6番 梅田みつよ議員)

6 番

皆さんおはようございます。朝晩冷え込みが大変厳しくなってきました。今年も残すところ、後21日ということで、毎回この場に立ちますと身が引き締まる思いでございます。この年末になりますと、今年1年を振り返り、白川町に尽くしてくださって惜しくもご逝去されていかれました方々の顔が目に浮かぶところでございます。謹んでお悔み申し上げます。

ということで、今年の締めくくりの質問をして参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、議長より発言を許可されましたので、質問に入ります。

要支援者個別避難計画について質問いたします。本町は広大な面積を有し、佐見、白川、白北、黒川、蘇原、と地区ごとに生活環境に大きな差があります。町民は約6,900人となりましたが、そのうち介護認定を受けている人は約700人いらっしゃいます。概ね高齢者ではありますが、約10分の1の人が、何らかの疾病や障害をお持ちであるということでもあります。3年ほど前から町には防災担当アドバイザーが着任され、大変活発な活動をしていただいていることに感謝を申し上げる次第です。私も何度か講義や懇談会などに参加させていただいており、内容の充実さが年々増しており、有意義なものであると認識しております。

先日の話になりますが、能登半島地震で震度5の揺れがありました。今後、本町においても、南海トラフ地震がやってくる可能性があります。災害対策は重要であり、今後のまちづくりには欠かせないポイントとなってきました。ここで、注目していくのは、自力で避難できない方々についてです。冒頭に申し上げました通り、本町は広大な面積を持ち、家も点在しております。そして、車がないと不便な土地柄でもあります。町民の皆様が安心して暮らしができることはもちろんですが、災害対策の観点から、要支援者、高齢者の今後の災害時避難の対策について3つに分けて質問いたします。

まず1つ目ですが、現在、独居世帯や高齢世帯の数と推移はどのようなのでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君)

保健福祉課長

6 番梅田議員の要支援者個別避難計画についてのご質問にお答えします。 議員ご指摘のように、現在地震など大災害に対する警戒が高まっており、災害時いかに安全に非難をすすめるかという視点から、要支援者への避難計画の必要性を感じております。ご質問にありました、ひとり暮らし高齢者や高齢世帯の数をお答えします。国勢調査に基づく件数ですので、最新ではありませんが、ひとり暮らし高齢者は平成22年に390世帯であったのが10年後の令和2年には481世帯に、高齢世帯、これは夫65歳以上、妻60歳以上の件数になりますが、平成22年544世帯であったのが、10年後の令和2年には594世帯となり、どちらも年々増加傾向にあります。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6 番 梅田みつよ議員)

6 番

ありません。今答弁いただいたように、約5世帯に1世帯が高齢者世帯ということで、これを踏まえて次の質問に移ります。

数年前になりますけれども、平成30年9月4日に発生した台風による豪雨災害があり、数日に渡り停電が起きました。その際に、医療電源が必要な方に対して、非常電源機器が各支所に配備され、また停電でお風呂に入れなかった一部地域の方々に道の駅温泉を無料開放されたことがあり、町長の計らいには大変感謝しております。今は、残念ながら温泉はなくなってしまいましたが、当時の町の素早い判断と決断が、住民の安心につながっていたと感じております。これまで、短い停電も何度がありましたので、迅速に連携を取って対応をいただいております、その点も感謝申し上げます。

さて、避難指示が出た際には、より必要な方には個別に連絡を取って、避難されたのか、安全が確保されているのか、食料はあるのか、などを確認した時に、車の運転ができないため「もう私達は避難しない」「ここに残る」「何かあってもいい」などと言う発言も聞かれました。誰一人取り残さないという国の政治方針、町長もおっしゃっておられると思いますが、それにはもちろん個々の備え、自力での避難、自主防災ということは大前提であることは承知しております。その上で話を戻しますと、私は「避難しない」ではなく「避難できない」ということなんじゃないかと思っています。それでは取り残されてしまう町になってしまうのではないかと危機感を持っています。

さて、質問なんですが、要配慮者は主に高齢や障害者の方ですが、高齢者や障害のある方は特に迅速に避難命令が出されると思います。行政は個々の住民との伝達手段や方法はどのように行われているのでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君)

保健福祉課長

要配慮者、特に高齢者や障害者の方々に対する迅速な避難命令の発出は、行政にとって非常に重要な課題です。これらの方々が安全に避難できるよう、様々な手段を講じております。

まず、避難指示の伝達手段として、防災行政無線や音声告知端末器を活用しています。これにより、町全体、また地域全体に迅速かつ確実に情報を伝えることが可能です。また、すぐメールなどのデジタル手段も取り入れ、聴覚障害をお持ちの方への周知と共に、若年層やデジタル機器を利用できる方々への情報伝達を強化しています。これらの手段を組み合わせることで、より多くの住民に対して迅速な情報提供を行うことができるよう努めています。さらに、これらの情報発信後の地域における個別の連絡や避難誘導は、有事の際に非常に重要な役割を果たします。特に、自主防災組織や消防団などの関係者が連携し、要配慮者への支援を行う体制が整えられていることは、地域の安全確保に欠かせません。この体制を強化するために、現在自治会等の自主防災組織には、防災アドバイザー派遣事業のメニューの中で、災害図上訓練や安否情報伝達訓練を実施し、地域住民が要配慮者を把握し、適切な支援ができるよう訓練を行っています。

以上が、高齢者や障害者の方々への迅速な避難指示とその伝達手段についての取り組みです。今後も引き続き、行政が果たすべき役割「公助」と地域の役割「共助」そして、自身で身を守る「自助」を念頭に置きながら、地域住民の安全確保に向けた努力を重ねてまいります。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6 番 梅田みつよ議員)

6 番

再質問はございません。

防災アドバイザーが災害図上訓練をされ、蘇原地区で2か所に参加をしたが、非常に良くて、地域の方々がどこに住んでいて、どんなことがあるのかということをもものすごくよく分かっていたでいて、何かあっても安心だと思ったのですが、訓練だけで終わってしまったので少し残念だったことと、いくら情報があっても受け取り側の課題もあると思った。「私は避難しなくてもいいわ」と思われている方が、いくら本人がいいと思っても私以外の人はそうではないんだということを伝えていかなければならないのではないかと思います。その点を踏まえて次の質問に移ります。

千葉県船橋市、愛知県設楽町、大阪府和泉市などの情報を確認したところ、すでに個別避難計画を作成する取り組みが進んでおります。計画には、本人の住所や生年月日、緊急連絡先、避難支援者、浸水リスク、土砂災害リスク、地震リスクなどが盛り込まれ、さらに、病歴、利用サービス、かかりつけ医、服用薬、在宅酸素やカテーテルなどの専門医療を必要とする留意事項など

が書かれており、その上で、避難支援に関する細かな聞き取り内容がありました。そしてADL
といって、日常生活動作については、トイレは自分で行けるのか、食事は自力で食べられるのか、
避難先はどのような所が適切なのか、介護を要するのか否かなど、大変現実的にひと目でわかる
行動計画が作られています。それに当たる者の名前や立場などを明記してあり、これは非常に具
体的であると思いました。作成者は時間と手間を要し責任が発生しますので、当然それに対する
対価があるべきだと考えますが、先日、高知県の黒潮町に視察へ行った際にも、非常に大きな危
機感を持って取り組みが進んでいることを確認しました。もちろん、地震や津波がある地域なの
で、より現実的に計画しなければならない環境のため本町とは全く同じにはならないと思いき
が、改めて避難計画、行動計画の重要性を知ったところです。

今後、起こり得る災害に備えて、自力避難が困難な方の本当の意味での町の取り組んでいかれ
る方向はどのようなのでしょうか。あるいは、私はそういった福祉関係者に、一定の支援を願
いしていくことはあってよいのではないかと考えています。ただ、福祉関係者も年々担い手が不
足している中での話になるとは思いますが、ほっておいても進まないことだと思っております。

地域防災、人命に関わることでありますから、避難計画を年間何件と目標を立てて具体的な計画をす
るべきなんじゃないかと考え、そのあたりについて改めてお考えをお聞きします。

併せて現在、民生委員が行っている定期訪問の在り方、また福祉台帳の更新など、もっぱら業
務内容は高齢世帯の見守り、安否確認、アプローチなどと思いますが、災害時の個別の避難につ
いてはどのようにお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君)

保健福祉課長

自力避難困難な方への対応方針、災害時個別避難計画についてということでお答えさせて頂
きます。

令和3年に改正施行された「災害対策基本法」で避難行動要支援者毎の個別避難計画作成は、
努力義務とされています。一方、平成25年改正施行の災害対策基本法では、避難行動要支援者
名簿の作成は市町村の義務とされています。

現在、白川町では避難行動要支援者支援制度の対象として、介護認定で要介護3～5の認定を
受けておられる方、身体障がい者手帳で1・2級を取得されている方、療育手帳A判定を受けて
いる方、精神障がい者保健福祉手帳1・2級を取得されている方、その他支援を希望される方
について避難行動要支援者台帳に登録しております。現時点での登録者数は1,074人となっ
ています。登録されている中で、ご本人の希望がある方には、民生委員さん方に依頼をし、個別支
援計画に準ずる内容の把握をお願いしております。現時点で情報を把握している方は368人
です。把握情報としては、避難時に配慮を要する事、例えば歩行についてや、視力、聴力、判断能
力などについてや、緊急連絡先・同居家族情報・避難を支援してくださる協力者などです。しか

し、その内容の充足度はそれぞれであり、十分とは言えない情報の方もあります。対象者は更新されるものの、内容は上手く更新される仕組みとは言い難い状況になっております。まさに今、能登半島地震を受け、災害時の要支援者情報の活用やいかに避難を誘導するかは大きな課題になっています。議員がご指摘のように、福祉関係者の協力も得ながら、避難行動個別支援計画を策定していくことは必要であると考えています。令和5年9月の段階で、介護保険要介護3～5の認定を受けている方だけでも210人おられます。介護保険のみならず、支援を必要とする方があり、その支援度も軽度から重度まで人により程度が異なります。また、お住いの環境も特別警戒区域レッドゾーンにお住いの方から、指定のない区域にお住まいなど、状況も異なります。住居の環境と支援度の状況を考慮しながら優先順位を考え、また、介護依存度の高い方は、より状況を把握している福祉関係者の協力を得る等、状況により情報の把握方法も検討しながら整備を進めていきたいと思っております。

まず、今すべきことは、いつ起こるかわからない災害に向けて現在の台帳と個別支援計画に向けた把握している情報を一見できるように見直しをはかりたいと思っております。いずれにしても、先ほども申し上げましたが、避難に支援を必要とされる方について、公的な資源のみでは、有事に支援は行き届かない状況にあると思っております。日頃から、災害時にどのような非難をするのか、誰に助けを求めるのかという視点でぜひ町民の皆様も、ご家族ご親戚、ご近所と話をしておいていただくような取り組みを強くお願いして、梅田議員への答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ議員)

6 番

はい、黒潮町でも台帳の更新が非常に大きな課題となっていました。やはり、最初に情報を取った段階から更新をするタイミングや、例えば世帯の状況の変化があったなどが、うまくできていないということであった。これは多分最初に作ってもその後の更新をどうしていくのが課題になってくると思うので、以前、災害時の計画に準ずる内容というのがあり、いま課長がおっしゃられたように、沢山細かく聞き取られる人もあれば、さらっと聞き取って内容が空白の所が多い方もあるが、これは回答する側が自分の事を沢山話たくなかったり、逆に話たかったりいろんな方がいらっしゃって、相手に不快感を持たれたら、次の訪問に行けなくなるので、そういう苦労があるなと課題を共有させていただいたが、私も当然できることをやって、行政の方針にはしっかり尽力していきたいと思っているし、何より幸せな暮らし、平穏な日々がいつまでも続いていく白川町であってほしいと願っています。

これは、福祉関係者や家族や近所の方にも協力いただきながら進めて行くことが重要だと思うが、新庁舎が建つ時におおきなシステム改修があると伺っておりますので、建設に伴って、新しい課も設置され、新しいシステムも導入されていくということなので、今介護保険要介護3～5の認定を受けている方だけでも210人いて、障害がある方が1,000人を超えているので、

避難計画の事業化も考えて行くべきだと思っているので、その辺りの見通しがあれば教えていただきたい。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君)

保健福祉課長

見通しについてですが、今おっしゃられたみたいに現在はこのシステムを使っている状況なので、今すぐという訳にはいかないところではある。ただ、先程申し上げたように災害はいつ起こるかわからないので、システムに関係しないところで今把握をしている情報をしっかり見直しをして、整備することはしていきたいと思う。システム稼働の時には本格的に細かな情報もしっかり受け止め、どう更新していくのが難しいところではあるので、その辺りもよく考えながら進めたいと思う。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6 番 梅田みつよ議員)

6 番

もう1点質問させてください。

今課長から、今後積極的に進めていかなければならないと答弁が得られたが、防災担当アドバイザーも非常に優秀な方なので、連携があるのか、要は課ごとに取り組むのではなくて、一緒に取り組むという事が可能なのかというのと、防災担当アドバイザーの任期や雇用について、これからはそういった方がちゃんと配置されるのかをお聞きしたい。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

はい、では私の方から回答いたします。

現在、総務課の方に防災アドバイザーは勤務しております。会計年度任用職員という身分ですので、年度単位での雇用にはなります。ただ、防災アドバイザーの活動は、議員言われるように本当に充実してまいりましたので、これを今止めてしまう考えはまったくありません。引き続き続けていきたいと考えています。

連携については、大事なことだと思うので着実に連携する様に努力して参ります。

(保健福祉課長 長尾ひろみ君)

保健福祉課長

連携については、防災アドバイザーが総務課に着任しておりますので、そちらの対応と保健福祉課では、各介護保険の事業所があつて、介護保険利用者が利用しています。事業業務継続計画

を各事業所が立てていると思うが、災害時に皆さんをどのように安全に避難をさせるかといったところの取組みも規定されており、そういった内容も保健福祉課が持つと思いますので、総務課と連携しながら進めて行きたいと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6 番 梅田みつよ議員)

6 番

再質問にならないかもしれませんが、BCPの各事業所の計画もそれぞれがオリジナルで作っているが、ある一定のひな型で作っていると思いますので、防災アドバイザーの意見や指導を入れていただけると非常にありがたいと思いますので、そういった所も検討いただきながら個別避難計画というものを町の方で事業化して進めて頂けることを願っております。

以上で質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。

6 番 梅田みつよ議員の質問を終わります。次に、3 番 伊佐治優議員。

(3 番 伊佐治優議員)

3 番

それでは議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきますが、日曜日に佐見歌舞伎がありまして、大変よかったです。天候がいまいちで佐見の山が真っ白になっておりました。昨日、別の仕事で旧佐見小学校の南の山に登りましたが、今日と同じですごくいい天気で、そこから見える御嶽山が青と白のコントラストで清々しい気持ちで今日を迎えた訳ですが、今の答弁の中で、高齢者世帯という話がありまして、夫が65歳、妻60以上ということで、簡単に言うと自分もなってしまったな、その中の1世帯に含まれてしまったと思い、そんな気がなかったのですごくショックを受けていますが、気を取り直して質問していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まずは、防災計画についてでございます。第2回定例会に質問いたしました、耐震住宅施工法について、高知県黒潮町を参考にするよう一般質問しましたが、議長の提案により、先月21日に黒潮町を視察し、耐震住宅だけでなく、防災対策全般について丁寧に説明をいただき、白川町も参考になる部分が沢山あると思い、次のことについて質問します。

先程議長のあいさつの中にもありましたが、黒潮町では地震想定規模が「南海トラフ地震」で、最大震度7の揺れが2、3分続き、最大津波高34メートルが想定されていました。町内の約7割近くが津波被害の可能性が懸念されています。それを受けて黒潮町の防災対策では、ハード面の整備はもちろんですが、ソフト面でも数々の対策を実施しています。その中で特別職と防災業務担当を除く全職員を町内61集落に配置し、通常業務に加え防災業務を兼務するよう防災地域担当制を実施しています。各地区を数名の職員が担当し、防災のワークショップを行う、個別の

避難カルテの作成、地区防災計画、避難訓練など共同して実施することで、職員が地域の実情を理解する事ができています。白川町でもこの方法を参考に考えることはできないかと思いますがいかがでしょうか。

地元の三川の話でございますが、三川自治協議会では、毎年6月に図上訓練を実施、10月には三川ドームで防災訓練を実施しております。今年の10月の訓練では、社会福祉協議会と共同で避難所設営訓練を行いました。この時も感じましたが、行政と地域住民の協力が必要ではないかと思いました。黒潮町を視察してその思いを更に強くしました。職員の皆さんには負担をかけるとは思いますが、この事の実施についてどう思われるかお尋ねします。

議 長

答弁が終わりました。ここで、10分間休憩をします。午前11時10分に再開します。

(午前11時00分)

議 長

再開します。

(午前11時10分)

答弁を求めますが、ただいまの伊佐治議員の質問が2つの質問にまたがっていましたので、分けて答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏)

総務課長

それでは伊佐治議員の質問にお答えします。2点質問いただきましたので、まず1つ目の質問から、説明いたします。

職員の地域担当制について、黒潮町を参考に考えることはできないかという質問でありました。職員が地域に出向くことは、地域との関係構築において非常に重要な役割を果たします。防災に限らず、職員が地域に足を運ぶことは、住民との信頼関係を築く上でも、地域のニーズや課題を把握する上でも、とても重要なことだと考えています。しかし、防災においては、このアプローチだけでは住民の主体性が育たず、行政に依存してしまう恐れもあるという考え方もあります。令和2年、3年と発生した大雨による河岐地内でのバックウオーターの際には公助の限界を痛感し、重要な教訓となりました。この経験を通じて、自助・共助の重要性を再認識し、地域の防災力を高めるためには、住民自身が主体的に取り組むことが不可欠であると考えようになりました。この認識を受けて、令和4年度からは元消防署職員を防災アドバイザーとして雇用し、地域に出向いて活動を行う取り組みを始めております。防災アドバイザーは、地域住民と直接対話しながら、具体的な防災対策や自助・共助の重要性についての理解を深めるための活動を行っています。これにより、地域の防災意識が高まり、住民同士のつながりも強化されることを期待しています。そのため、今行っている防災アドバイザー派遣事業を継続し、充実させていきたいと考えています。

今後も、自助・共助の精神を大切にしながら、地域の防災力向上に向けた取り組みを進めてまいります。これが1点目になります。

2点目ですが、自治協議会や他の団体との合同防災訓練に職員が参加することについてのご質問でした。三川自治協議会が毎年実施している図上訓練や防災訓練の実施は、地域の防災力を高めるために非常に重要な取り組みであり、大変意義のある活動だと敬服するばかりです。特に、今年行った、福祉センターでの社会福祉協議会との共同による避難所設営訓練は、災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うための基盤を築くものであり、社会福祉協議会との連携を一層高めるものであったのではないかと考えます。設営にどれくらいの時間を要するのか、室内をテントなどのパーテーションで区切った場合の動線はどうするのか、収容人数はどれくらいになるのかなどを把握する上でも、非常に有益な訓練であったと認識しています。このような訓練を繰り返し行うことにより、住民の防災意識が高まり、地域全体の防災力は、着実に向上していくものと思います。

町内には、指定避難所が20カ所あります。これらの中には、町民会館やふれあいセンターも含まれており、毎年度、避難所開設担当となる職員がそれぞれの施設ごとに手順等を確認していますが、地域の皆さんとの共同訓練は行えておりません。

まずは、拠点となるこれらの施設において、行政と地域住民共同の避難所開設訓練を実施し、行政と住民が協力し合い、共に地域を守る体制を築いていきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ですが、今の質問2つありましたので、最初の質問1の職員の地域担当制のことについての再質問はありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

大変失礼いたしました。続けて言ってしまいました。

まず1つ目の地域担当制について、確かに防災アドバイザーの強化は、当然必要ということは重々承知しております。その中でお願いということで、2番目の一緒に言った質問が役立つのかもしれませんが、三川の例を挙げますと、6月の林業センターで図上訓練を行います。職員の方には夜なので大変かもしれませんが、そういう場に参加していただくのはどうかと思います。当然、実際の有事になれば職務が優先するのは当然なので、それぞれの地域に行けとは申しませんが、その中で、自分が職員時代のことを思い出しますと、場所を言っていれば、頭にイメージができて、場所の想像ができるが、多分今は場所を言われても、なかなかピンポイントのイメージがつかないと思うので、三川はこの人達、黒川はこの人達というように、全部が全部図上訓練をしている訳ではないので何とも言えないが、少しでも地元の職員を地域の担当にすることで、協議会という空気でアドバイザーも含めた訓練ができるのではないかと思います。職員の方には、隅々までとは申しませんが、大雑把でいいので、言われた場所のイメージができるような力量というか度量を持っていただけるといいのかなということで質問させていただいたが、その点はどうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

今、議員おっしゃられたように、職員が地域のことを知る意味では、大変いいことだと思います。町外の職員も増えてまいりましたし、職員も庁舎の中で仕事をする職員も多いと思います。なかなか地域のことを、地理的なことをどこまで知っているかというところでは、若干どうかなと思うところがございます。地域に入っていく場合に、今の議員が提案いただいたような形、地域の方と一緒に考えるというふうであれば、職員が前に立ってしまって地域の自主性が育たないということはないと思いますし、職員が地域のことをよく知っていく機会にもなると思います。大変良い考えだと思いますので、それをどういう形で参加をさせていくかについては今後検討したいと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

はい、ありがとうございました。1問目につきましては、そんなことで職員の活用法という言い方は変ですが、十分に白川町を分かっていたるように配慮いただければいいのかなと思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

質問2つ目ですが、三川の避難所設営訓練ということで、三川の協議会役員と、社協の一部の人が参加したという形だが、本当ならそれにもう少し他の方を入れるといいと思って提案したが叶わなくて、また職員を使ってしまうんですが、三川の例でいうと、避難所にどのぐらい入るのかなど数字の上でわかると思うが、現実の世界でちょっと見ていただくことも必要じゃないかなと、例えばドームもあるので、どのように活用するのかなどあるので、地域の人だけではなくて、全くご苦労さんですが職員や消防関係者に入ってもらいたいと思うので、要請をしたいが、行政からもそういう事例があれば、積極的に声掛けをしていただきたいと思い、その対応についてお尋ねしたい。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

各地区で計画をされていく上で職員に声掛けをいただければ、そちらの方に出かけていくことによって職員も経験値を積むことができると思いますので、各地区からそういったお声がけいただければ、職員の派遣については考えていきたいと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

次に、これも同じような話になってしまうかもしれませんが、防災訓練についてでございます。

先ほどの三川自治協議会の例も出しましたが、訓練の在り方について、それぞれの団体が単体の中でいろんな訓練が行われておりますが、やはり防災訓練ということであれば同一想定の下に消防団や協議会等各組織が一体となった防災訓練の実施を検討できないかと思いますが、それについてはどうでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

防災訓練の重要性は、近年の自然災害の頻発により、ますます高まっております。特に、地域ごとに異なる特性や課題を考慮しながら、消防団や自主防災組織の自治協議会などの各組織が一体となった訓練を実施することは、地域全体の防災力を向上させるためにもとても重要であると考えます。

新型コロナウイルス感染症が始まる令和元年までは、町内を5つの地区に分けて関係機関や地域住民の参加の下、大規模な総合型の防災訓練を行っていましたが、各地区持ち回りのため、住民からすると5年に1回の開催となっていました。現在は、この方式を取り止め、自治会や自治協議会等がそれぞれ行う各種訓練に、防災アドバイザーを派遣するなどの地域密着型の訓練を行っています。

同一の想定の下での連携した訓練を行うことは、各組織間の情報共有や役割分担が明確になり、実際の災害時における迅速な対応が可能となります。例えば、消防団は消火活動や救助活動などを担当し、自治会・自治協議会は、住民避難や安否確認などの情報伝達を担当するなど、それぞれの強みを生かした訓練を行うことができ、協力体制を築くことができるものと考えます。

こうしたことから、議員がおっしゃったように今後は、同一の想定の下での連携した訓練も実施していく必要があると考えています。例えば、安否情報伝達訓練のように、町全体で1つの事柄に対して行う訓練もあれば、地域ごとの特性やニーズに応じて、関係機関や地域住民が参加する訓練もあります。こうした、関係機関や地域住民が参加する訓練は、以前のように、町内5つの地区を基本として実施していきたいと考えます。具体的には、災害対策連絡協議会などの場を通じて、自主防災組織や消防団等の関係者が情報交換を行い、それぞれ地域の実情に合った訓練を行ってはどうかと考えます。

以上のように、防災訓練は単なる形式的なものではなく、実際の災害時における生死を分ける重要な活動であることを再認識し、取り組んでいく必要があります。住民が防災訓練に参加することで、自らの安全意識を高めるとともに、地域全体での防災力向上につながると思います。

今後とも、地域の皆様と協力しながら、防災体制の強化に努めてまいります。以上、答弁いたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3 番 伊佐治優議員)

3 番

ありがとうございました。今の防災対策については、それぞれの地区でということなので、地域の連絡協議会等でもお願いしていきたいと思いますので、行政からの積極的な協力もお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。水道事業についてでございます。

白川町の簡易水道整備事業は昭和40年に始まり、平成17年度までの40年間の長期間に渡り整備を続け、町内全域の水道普及が完成し「安全で安心な水」の供給に寄与しています。

今年初めの能登半島地震では、石川県各自治体の水道施設の被災が顕著で、復旧までに多く時間を必要とした事は周知の通りでございます。重要なインフラである水道施設の復旧については、施設、配水管など多くの時間がかかることから、多くの自治体で耐震工事の必要性が議論されていると思いますが、本町での施設の耐震化普及状況はどのようなか伺います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 中村豊君)

建設環境課長

それでは、伊佐治議員からの水道事業における耐震化状況についてお答えします。

本町水道事業における耐震化率につきましては、本年6月現在、管路全体では11.2%、本管といわれる基幹管路では19.1%となっており、基幹管路では全国平均の22.0%より低い耐震化率となっています。また、災害等で損壊すると大きな被害となる、主要施設の耐震化率は、浄水場施設では100%ですが、場内の原水導水管は耐震化されておらず、また、配水池施設では耐震化率が61%ですが、配水池などへの送水管は耐震化できていません。

また、配水池については、既存施設の40%ほどが古いコンクリート製のため耐震性がないという状況となっています。

能登半島地震で、水道施設に甚大な被害を受けた輪島市では、いまだ一部の地域で断水が続いていますが、耐震管の継手が抜けるなど予期しない事態が生じたともいわれています。

水道は重要なライフラインであり、非常時には早期の復旧が必要であることから、基幹管路、主要施設の耐震化は早期に進める必要があると考えています。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

なかなか耐震化が進まないということですが、水道設備の整備をされるという事で、関連しておりますので次の質問をさせていただきたいと思います。今後の水道施設の整備についてお尋ねいたします。

令和5年度の水道会計の決算報告が第3回定例会に提出され、審議を行いました。その中で、経営に直結する浄水場で生み出される水量と料金に計算できる水量の指数である有収率が施設の中の最低の数字で54.5%とされる施設がありました。浄水場で生産された水の約半分が無駄になっているということでございますけれども、水の利用の有効化を図るためにも老朽化した施設の再整備は避けて通れない問題と考えられますが、どのように計画されているかを尋ねします。

それと、広大な面積の白川町をカバーする水道施設の整備計画や人口減少状況を考えると、水道利用料金の問題は避けて通れない問題だと思います。この整備と料金についてはどのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 中村豊君)

建設環境課長

では水道の施設整備と水道料金についてお答えをさせていただきます。

本年10月の各簡易水道別の有収率は、白川簡易水道54.7%、赤川簡易水道73.2%、三川簡易水道72.0%、飛騨川簡易水道50.6%、黒川簡易水道63.8%、全体で62.8%となっており、全国平均の73.9%、岐阜県平均の78.2%と比較すると非常に低い状況となっています。特に、飛騨川簡易水道、白川簡易水道の有収率が良くない状況となっておりますが、大きな要因は漏水と考えており、白川簡易水道では、昭和40年に敷設した古い配水管や各戸に給水する分水管の老朽化による漏水、飛騨川簡易水道では七曲橋に添架している水道管や葛牧地内の配管の老朽化による漏水が多い状況です。

漏水の修繕につきましては、発見次第早急に行っていますが、次々新たな漏水が発生するような状況で、なかなか有収率の向上につながらない状況となっています。また、町内の水道施設は、浄水場や配水池など約114箇所ほどありますが、特に浄水設備、送水ポンプといった重要な設備で、経年による故障や老朽化が進んでおり、更新や修繕が必要な状況となっています。

ご質問の整備計画でございますが、平成28年度に「水道事業経営戦略」を策定しています。これは、各簡易水道別に管路、施設の更新などの整備を年度ごとで、40年間分計画したものと なっています。しかしながら、現状は「あれが壊れた、これが壊れた」が先行していることや財政面などで、なかなか計画通り進んでいません。また、人口減少に伴う水道使用量、水道料金の減少もあり、水道事業の運営が非常に厳しい状況となっています。

以上のようなことから、施設整備については、人口減少などを踏まえたダウンサイジングや施

設の統廃合といった施設規模の適正化、管路については、メインとなる基幹管路を中心として、耐震管への布設替えによる強靱化を優先的に進めたいと考えております。

また、水道事業の継続的な運営には、水道料金の見直しも必要と考えています。これには、経営現状の把握から、今後必要となる経費の算出、給水人口の動向など様々な予測や徴収に係るシミュレーションなどが必要となります。経営状況の把握や費用算出などを行い新料金や徴収方法などの案を作成し、次に新料金や徴収方法などを審議会や議会などでご審議いただき決定し、その後、水道利用者への説明を行うこととなり、見直しには3年はかかると思いますので、早期に着手したいと考えています。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

今の水道事業の経営戦略平成28年度に出されたものを見ておりますと、確かにダウンサイジング等ございますが、先ほどお話にありました有収率を上げるということで、飛騨川の布設替え等々でございますが、予定では平成31年、令和元年からという予定をされておりますが、財政上の都合があるのでなかなか着手できないのかもしれませんが、これはまた、施設の設備の計画を作らなければならないのか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 中村豊君)

建設環境課長

平成28年に経営戦略を策定したということだが、策定した内容としましては、先ほどの40年間です。対応経過年数に応じた経営戦略というような形で策定をしている。現在、施設については経過年数のみでなく、管路の重要性や、施設の重要性なども計画の中に入れる必要性はあると考えています。特に葛牧地内の管路、七曲橋等につきましては、計画しておったわけですけど、財政的な面からもありますし、少し遅れている状況ではあります。これにつきましては、今年度、この後ですが、補正等で自主計画を進めたいと思っております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

事業費もかなりかかるということで、大変だとは思いますが、施設の整備については、そういうことで、いろいろ検討していただくという事でございますが、それ以外の部分で、今の水道経営計画の中に、施設の維持管理、定期点検についても専門家に委託したらどうかというよう

なこととか、動力の削減に向けて太陽光システムとか小型水力発電システムを導入するというようなことも一部ありますけども、その辺の動きについてはどうでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 中村豊君)

建設環境課長

施設の維持管理等につきましては、現在外部委託という形でメタウォーターサービスに維持管理を委託しています。専門家ということで、職員では勉強不足のところもございますので、しっかりと管理をしていただくということでもあります。これについては費用は発生している状況である。太陽光については、施設の整備ということであるが、現在、切井と赤河浄水場の統合も計画しておりまして、現在は切井の浄水場で水の量が足りるのか足りないのかといったようなことを委託して実施している。今のところ太陽光システムを浄水場に設置する考えはないのだが、今後の整備、方針に当たっては検討をしていければと考えてはいます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3 番 伊佐治優議員)

3 番

メタウォーターという話から思い出して発言をするところだが、浄水方法で、急速ろ過から膜ろ過に変わってきていたと思いますが、今ある町内の施設の中で膜ろ過の施設がどれだけで、残りが急速ろ過であるのか。膜ろ過の方が質の高い浄水処理だという事なので、いつ頃更新されるのかそういった計画があるのかをお聞きしたい。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 中村豊君)

建設環境課長

まず、ろ過方式の関係は、現在膜ろ過以外のろ過方式を使っているのは、三川浄水場だけである。こちらが急速ろ過と観測ろ過ということで、いわゆる砂ろ過になっております。あとは膜ろ過方式ということで、膜ろ過については、クリプトスポリジウム等の対策ということで、膜ろ過を入れてきたという経緯がございます。白川と切井については平成29年、平成30年に更新して膜ろ過にしたという経緯もございます。切井と赤河の統合に加え、財政的な面もあるが、黒川と三川の統合、その統合後に切井と黒川の浄水場で三川までをカバーする統合計画も現在行っているため、三川の浄水場は廃止をしていく方向も出ているため現在のところ三川の浄水場の膜ろ過への更新は計画されていないので、よろしくお願いしたい。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

今年度から地方公営企業会計ということだが、料金は避けて通れないとこで、経営戦略を見直す必要があるということが書いてございますが、それこそ近々の問題なのかなと思いますけども料金の水準がどの程度になるのかというストレートな質問をするとなかなか答えにくいと思いますが、ざっくりでいいので考えがあれば教えていただきたいと思いますと思いますがどうでしょう。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 中村豊君)

建設環境課長

料金の見直しについてという事だが全くわからないという回答ではいけないと思いますので、話をさせていただきます。

令和5年度の決算になるが、水道の使用料1リ्यूベ当たりについての収入となるまず給水単価が約160円で行いました。あと1リ्यूベ当たりの水を製造する費用となる、給水原価が570円程になります。ここから単純計算をすると、現行の料金からは、2倍から3倍といった見直しが必要になるのではないかと考えている。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

再質問をして、単価を聞いてドキッとしておりますが、今後もよく検討していただきたいと思います。

それでは最後にPFAS問題についてです。ニュースにもなりご存知であると思いますが、人工的に作られた有機フッ素化合物で、水や油をはじき、熱にも強い特徴などから防水服、半導体、航空機火災に使用する泡消火剤、フライパンのコーティングなど幅広く使われてきましたが、体に蓄積されやすいことがわかり、海外の研究ではPFASの一部の物質に、発がん性や子どもへの成長の影響など有害性が指摘されていて、国際条約で製造、使用が禁止されています。国は、「健康に悪影響が生じないと考えられる水準」として、合計で水道水1リットルあたり50ナノグラムという暫定目標値を設定しています。体重50キロの人が生涯にわたって毎日2リットルの水を飲んでも健康に悪影響がない水準ということです。環境省と国土交通省は全国の自治体や水道事業者に対して水質検査の実施の有無や検出された場合の最大値などについて調査を実施、上水道と簡易水道などを運営する自治体や水道事業者3,755ヶ所のうち、2023年度までに14か所で暫定目標値を超える濃度が検出されました。岐阜県では各務原市が該当しています。さて、白川町では検査出をされたのか、又数値はどの程度かお伺いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 中村豊君)

建設環境課長

P F A S問題について、岐阜県内では各務原市で目標値を超える値で検出されております。また、垂井町、関市でも目標値以下ではありますが検出されたという結果も出ております。

本町では、昨年10月に各簡易水道の原水12か所全てで水質検査を行い、全ての箇所ですべて「不検出」という結果でした。

この水質検査では、「P F O S」と「P F O A」の2つの物質について検査しています。P F A Sは、有機フッ素化合物の総称をいい、その中でも発がん性などの有害性が言われているP F O S、P F O Aの2つの物質を行ったものです。

P F A Sは、泡消火剤、金属メッキ処理などに主に使用されていた物質ですが、幸いにも本町にはこれらを使用するような空港や工場がありません。また、これらは国内においても輸入、製造が原則禁止となっておりますので、本町では検出されにくいであろうと思っておりますが、今後も、情報収集を行いながら、安全・安心な水道水を供給するよう努めていきます。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優議員)

(副町長挙手)

議 長

副町長。

(副町長 安江章君)

副町長

先程、建設環境課長、水道料金の答弁をいたしました。今、大変水道会計厳しい状況の中から倍程度というような回答させていただきましたけれど、当然、その金額に向けて、町は早速動いていくという訳ではございませんし、町民の生活に関わってくる問題ですので、どの辺の料金が妥当かというようなところを見極めながら、段階的に検討してまいりますことを補足させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長

3番 伊佐治優議員の質問を終わります。次に、4番 田口守也議員。

なお、途中午後0時になりましたら、休憩に入ります。

(4番 田口守也議員)

4 番

ただいま議長から許可をいただきましたので、久しぶりに質問をさせていただきます。

一昨日は、佐見歌舞伎公演が5年ぶりに開催されまして、町長さん教育長さんはじめ、町ご当局の皆様方、さらに議長さん始め、議員の皆様方にも、多数ご来場いただきまして、誠にありがと

うございました。朝、雪が舞う大変厳しい寒さの中での公演日となりましたが、皆様方を初め、町内外より多くのご来場を賜りまして、おかげをもちまして、大盛況のうちに終えることができたことを大変嬉しく、また有り難く厚く御礼を申し上げます。

今回は、旧佐見小学校体育館をお借りしましての開催となり、会場設営には大勢の方々にそれぞれの立場でご協力を賜りましたこと改めまして厚く御礼申し上げます。

この財源確保にはですね、クラウドファンディングなども検討いたしましたが、最終的に、佐見中学校卒業生の皆さんにお手紙でのご支援をお願いし、多数の皆さんからご支援を賜りました。この場をお借りいたしまして、佐見中学校卒業生の皆さんに厚く御礼を申し上げます。

今回の外題はですね、小学生、中学生による初めての口上に始まりまして、ベテラン役者それぞれ揃いのですね、恋飛脚大和往来、小学生による白浪五人男、そして最後は保育園児から、最高齢の後援会会長さんまでの役者20名による菅原伝授手習鑑、そして、幕間には黒川のしゅうめいさんの落語ということで、お客さんを飽きさせない保育園児からベテランまでが一体となつての、まさに佐見歌舞伎大公演でありました。今後は、後援会長さんより毎年の公演だそうでございますので、どうぞ皆様方、ご期待をいただきたいと思います。

また、11月8日には佐見地区まちづくり懇談会を行っていただきました。学校再編始め、各事業について町長さんはじめ、町執行部の皆様方に丁寧に説明をいただきました。佐見地区にとって改めて地域を考える良い機会であったと思います。

さて、私、町議に立候補いたしましてから、その時は、かろうじて60代でありましたが、あっという間に3年が経ちまして、70代となって、まさに高齢化の足を引っ張る年齢となりました。長くなりましたが、本日の質問に移らせていただきます。

白川町の665歳以上の高齢化率は48%ですが、佐見地区の場合は55%となっていて、町内で最も高い割合となっております。人口分布は、70歳から74歳までの方が最も多く、次いで75歳から79歳の方となっております、いわゆる団塊の世代の方々であります。佐見の現在の人口ですが、821名であり、このまま推移をすると、5年後には高齢化率が60%、人口は600人台になると予想され、今、何らかの手を打たないといけない危機的な状況であります。佐見小学校の生徒数は現在20名ですが、このまま推移をすると、5年後には、10名をきる可能性があり県内には、3学級以下の小学校が15校ありますが、その中で佐見小学校規模、同以下の小学校は8校です。その中で、移住促進の地域活動が盛んな存続校は3校ありますので紹介いたします。

1つ目は、郡上の石徹白地区です。石徹白小学校は12名3学級ですが、保育園児はなんと20名います。世帯数は100件以下で、220名の住民が暮らしており、一時小学生が4名だった時期もあったそうです。移住者の活躍と住民の協力で小水力発電による自主財源を持ち、富の分配と幸せの分配を仕掛けてみえます。

2つ目は、恵那の飯地地区で、飯地小学校は20名3学級、600名の住民と、27家族70名の移住者がいます。毎年1、2家族が移住され、人口は横ばいです。毎年1万人が訪れるキャ

ンプ場があり、商店復活・薪工場が移住者中心に設立されています。

3つ目は飛騨宮川地区で、宮川小学校は8名の生徒で3学級です。棚田と板倉の風景が話題で移住者もありますが、Uターンが増加しており、移住者には10年間60キロの米を配給し、農業希望者には田畑を無償貸与されています。これらの地域を参考に、佐見を活性化させるにはどうしたらいいのかを考える時、やはり移住者やUターンしていただける方に頼ることが重要だと考えます。そのための具体的な手段として、キャンプ場経営を任せるとか、居酒屋・定食屋の経営者を募集する。3として、森林隊員の募集、4として、農業の展開などが考えられますが、森林隊員や農業をされる方は、少しずつではありますが増えておりますので、今回はですね佐見の魅力の1つ佐見川とキャンプ場、コテージに注目をいたしました。

現在、ふるさと体験村は、管理者の方のおかげで管理は行き届いておりますが、新しい発想が必要だと思います。利用者も伸び悩んでいるように思われます。美濃白川クオーレの里では、川に入れなくなったためにお客さんが減ったとも聞きました。飯地地区のキャンプ場の1万人とまではいなくても、もう少し利用者が増えるような活気ある、また人気のあるキャンプ場として知られるようになりたいものであります。

そこで、利用者の立場に立った発想で佐見の美濃白川ふるさと体験村を経営してみたい移住者を募集してみてはどうかと思います。それで、1つ目の質問をさせていただきます。

せせらぎの里美濃白川ふるさと体験村の現在の経営状態をお伺いいたします。

議長

ありがとうございました。

質問が終わりましたが、ここで13時から再開とし休憩に入りますので、よろしく願います。

(午後0時01分)

議長

再開します。

(午後1時00分)

4番 田口守也議員の最初の質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

それでは、田口議員の一般質問について答弁を行います。

答弁の前に少しだけお時間をいただき、佐見川峡キャンプ場の経緯を簡単にご説明させていただきます。佐見川峡キャンプ場は、清流で知られる佐見川沿いで、松や雑木の本立ちがあり、キャンプ場として最適な立地条件であったため、町は、昭和末期から平成にかけてバンガローやテントサイトを整備し、平成4年にはシャワー棟などを整備してまいりました。さらに、平成6年には、山村振興漁業対策事業の制度を活用して「ふるさと体験村」の整備に着手し、田舎風の宿泊施設「コテージいろりの家」を建設し、付近一帯を「むつみ農園」として造成しながら、時代のニーズに合った農業体験のできる宿泊施設として、野菜の作付け等農業体験が楽しめるキャンプ場として整備してまいりました。

これらは、白川町の旧町村単位で5つの里を設定し、佐見地区を「せせらぎの里」として、地域でふるさと創生をしていこうというプロジェクトの一環として整備されております。こうしたことから、町営の施設であります、地元で設立したせせらぎの里美濃白川ふるさと体験村管理組合が、指定管理者制度を活用して管理運営しています。

さて、体験村の経営状態はというご質問でございますが、直近10年間の経営状態をみますと、売上となる利用料収入は、コロナ前では平均約600万円であり、コロナ禍では平均約400万円、コロナ禍が明けてからは、徐々にコロナ前までの水準に戻りつつあるという状況です。施設別では、利用料収入の約64%が、いろいろの家の利用料となり、次いで15人定員のコテージが約26%となっておりまして、これらの施設利用料が収入の主なものとなっております。対して経費、いわゆる支出の部分でございますが、全体の約50%が町有施設の使用料、次いで人件費が約18%を占めており、その他光熱水費といった経常経費となっております。収入から支出する部分を差引しまして、毎年100万円ほどの繰越しをもって運営をしていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 田口守也議員)

4 番

ありがとうございました。人件費が18%位ということはですね、大体150万円ぐらいの人件費がかかっておるのではなかろうかと思い、そんな中で2つ目の質問に移りますが、管理者と掃除などをされるパートの方は何名で経営・管理してみえるのか教えてください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

現在、美濃白川ふるさと体験村の管理は、管理人1名とパート従業員の6名が在籍して管理運営しています。管理人は、常勤の職員として、受付、利用客対応、施設管理といった業務を、パート従業員は、清掃や施設内の草刈り業務に携わっております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 田口守也議員)

4 番

この前の歌舞伎でもですね、佐見には宿泊施設がありませんので、コテージをお借りして大変歌舞伎に携わっていただきました。関係者の皆さんにお泊まりをいただいた訳ですが、広い土地で管理人さんと従業員が6名ということで管理組合の総代も年に1、2度、奉仕作業で草刈りを

している。総代さんというのは、大体自治会長になっており、奉仕でされてみえますが、そのおかげでこういった整備が成り立っていることも事実であると思います。

ここに平成20年から令和元年までの利用状況の書類をいただいておりますが、年度別に見ても600万円、そして利用者数が2,000人程度で推移をしており、やや下降気味かなと思われます。今、自治会長さんの仕事もかなり増えて、苦情も出ておる中で、自治会長に割り当てられる総代さんの仕事を減らすという意味からも、年に1、2回の草刈りをしているということはお存じでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

はい、今の管理組合の中に総代として協議会長また、自治会長が入られている事は存じ上げております。また、組合長との話し合いを定期的に行っているが、その中でもそういうお話は伺っておりますので、把握はしている。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 田口守也議員)

4 番

そんな中でですね、地域の皆さんの協力のもとで、ふるさと体験村が管理されているということですが、書類を見ると、月別でかなり差があるようでございます。1月2月3月は、使用者0人という月もあり、特に1月は0人、2月が15人、そして、3月が19人というような形で、8月は541名、7月が326名と7、8、9月に集中して、寒い時期は大変少ないということであり、そこで次の質問ですが、鮎かけが始まる夏の入場者がかなり多いということで、冬場の利用者はどのような状況なのか教えていただきたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

はい議員ご質問の通り、清流佐見川での川遊び、魚釣り、農業体験などを組み合わせたアウトドアが楽しめるキャンプ場という性質上、月別の利用状況を見ますと、6月から9月までの利用が全体の約7割を占めている状況でございます。年によっては12月、1月や2月といったオフシーズンにおいても、コテージの利用はございますが、圧倒的に夏場の利用が多い状況となっております。以上答弁いたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 田口守也議員)

4 番

次にいきます。ということで、やはり寒い時期は少ないということですが、やり方によっては、サウナ、黒川で流行っておりますが、等々もありますので、やり方によってはもっと冬場も使っていただける機会があるのではなかろうかと思いますが、そんな中で次の質問ですが、移住者の若い方の発想を使えば、もっと増えるのではないかと思います。

移住者の方などに委託するにあたり、何か問題点があれば教えてください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

ふるさと体験村は、同じく町内にあります、クオーレの里のキャンプ場とはまた趣が異なりまして、静かでのんびりできる環境のもとで、アウトドアが楽しめる施設でございます。そうしたことから、利用される方のほとんどはリピーターと伺っております。何度も繰り返し利用していただける方との繋がりを大切にしたいという管理組合の思いもありますので、行政としても、体験村の施設を今後どうしていくべきかを考えながら、調整をしていきたいと思っております。

恵那市飯地地区にあります飯地高原テント村のお話がありました。400名程度の来場者であったのが、移住された夫婦に経営を委託したところ、その方たちのSNSの発信力や人と繋がる力が長けており、今では1万人に迫る人が来る施設になったと伺っています。こちらは恵那市所有の施設ではなく、飯地自治区さんが所有していた施設を、その方に管理運営の委託をされております。

こうした事例をふるさと体験村に当てはめられて、ご質問いただいているものと理解をいたします。現在、美濃白川ふるさと体験村管理組合には、指定管理者制度を活用し、管理運営をお願いしております。この指定管理者制度は、基本、公募によって管理運営先を決定していくものとなりますけれども、施設設置の経緯や目的から、地域との協働によって運営すべき施設であり、地域住民が管理に関わっていくことが望ましいため引き続き現在の管理組合による運営が適当であると判断をいたしまして公募によることなく指定管理者を選定しております。現在のこの指定管理期間は、令和8年3月末までとなっておりますので、このタイミングまでに、これからのふるさと体験村をどうしていくかという町の考えを整理し、例えばふるさと体験村を経営してみたいと考えてくれる方が管理組合に属しながら企画運営といった部門に携わってもらい、ゆくゆくは引き継いでいくなど方法はいくつかあると思いますので、行政としては、まずはご尽力いただいている関係者や地域の皆様と、新たにチャレンジしたい人達との対話を丁寧に重ねながら、これからのふるさと体験村に関する方向性を出していきたいと考えております。以上答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 田口守也議員)

4 番

最初にも言いましたが、地域が大変高齢化してあと5年先が大変心配だという声を地域から聞きます。やはり地域には宿泊施設がないということで、さらに困っておりますが、せっかくの良い施設でありますので、少しでも良くしていただいて今の令和8年3月までとなっている指定管理期限までには、またいろいろと検討いただきまして、移住者で管理したいという若者が現れれば任せるというようなことができそうですか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

町といたしましても、ふるさと体験村というのは本当に良い魅力の詰まった施設であると認識をいたしております。そうしたことから、現在の組合長さん、関係者の方々と、定期的にこれからどうしていこうかというような話し合いをする場というのも設けさせていただいております。そこで感じるのは、施設の経緯や管理組合の思いもあって、丁寧に進めていかなければいけないなということを感じているところである。ただ一方で、田口議員が今回提案いただいたことも、大変素晴らしいことですので、行政としては、良い形で進めていけるような方法を考えていきたいと思います。繰り返しになりますが、今ご尽力いただいている組合や地域の方々と、これから地域活性化をしていきたいという方等を繋いで、お互い信頼関係を築き上げられるような場というものを設けさせてもらって丁寧に進めていきたいと思います。その際には、田口議員にもご協力を賜りながら進めていきたいと思いますので、何卒よろしく願いいたします。

以上、答弁いたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 田口守也議員)

4 番

再質問はありません。

ぜひとも今コロナ禍で総会等が自粛され、意見が管理組合で吸い上げられない状態になっております。多分ここ3年ぐらいは、総会が書面決議でしか行っていないようですので、地域としてはやはり、若者、移住者の促進を図りたいということから、キャンプ場、せっかくのいい施設でありますので、もっともっと佐見の良い場所に来ていただける所に若い人の発想として、上手に使っていただけるように、そういった検討ですね、地域ぐるみでしていただける会議を持っていたらいいと思います。1年ちょっとありますが、その間にいろんな検討課題を出して、地域と喧嘩してはいけ

きたいなと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長

4 番 田口守也議員の質問を終わります。次に、5 番 佐伯好典議員。

(5 番 佐伯好典議員)

5 番

それでは議長の許可をいただきましたので、私の一般質問に入ります。質問項目は2つです。

1 つ目、中学生の思いの実現できるまちづくりについて、まずこちらから質問させていただきます。先日、白川中学校で3年生の生徒による「持続可能な白川町」をテーマにした発表が行われました。班ごとに分かれ、それぞれの目線で白川町の特産品や環境などの魅力を見つめ直し、どうすればそれを活かし白川町をより魅力的に出来るか、そして、それが持続可能な白川町につながるのか、子ども達の柔軟な発想と真剣さに心を打たれました。

班によってはアイデアを元に実際に作ってみたり、修学旅行で訪れたカフェに営業をかけ、実際に白川茶を取り扱ってもらうなど、素晴らしい実績を上げたところもありました。

このように未来を担う子ども達が、まちづくりに興味を持ち、課題解決にアイデアを出し合い、行動し実績を上げることは、子ども達に達成感を与え、自己肯定感の向上、自分は白川町民であるとの意識を上げ、郷土愛の醸成に大きく資するものであり、これまで白川町で暮らす中で様々な地域での体験や教育でまかれた郷土愛という種が、ようやく小さな芽を出した、と感じています。この小さな芽を大きく育てることができれば、つまりは子ども達の思いを実現できる、思いっきりチャレンジできる白川町であれば、若者が帰ってきたくなる白川町に近づくと考え質問をします。

まず、1 つ目です。今回のような活動は、いわゆるキャリアアップ教育に該当するものだと思います、質問冒頭でも述べたように、子ども達がまちの魅力アップや課題解決に対し自分たちで考え、行動し、実現するというプログラムは白川町民であるとの意識を上げ、郷土愛の醸成に大きく資するものであり、これからの町内の子ども達にとっても重要だと考えます、町としてどのように考え、さらなる推進の意思があるかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

教育長

5 番佐伯議員の質問にお答えします。

白川中学校の発表会に議員が参加され、そこで感じ取られたことに対して、教育委員会はどのように指導・支援しているかを説明させていただき、さらにその支援は今後も続けていくことをはじめにお答えしておきます。

まず、白川中学校が発表した内容は、白川町立小・中学校教育指導の方針と重点の中の「ふる

さと教育」「総合的な学習の時間」これらの重点を踏まえて実践したもので、さらに議員が述べておられる「キャリア教育」の重点にも関連しています。つまり教育の一環として実施しているものです。白川町内のすべての小・中学校はこれら「ふるさと教育」などの重点を踏まえて、学校の教育課程を編成・実施し、さらに評価をしています。従って、白川中学校に限らず、すべての学校で「特色ある教育活動」として展開しています。この「特色ある教育活動交付金事業」の取組は平成11年度から始まり、当初は小学校、中学校、それぞれに定額が支給されていました。それが平成19年度から校長が活動の目的や内容・方法、さらに必要とする費用を教育委員会に提案、要望し、教育委員会で審査会を実施した後、支給するという仕組みに変え、現在も続いています。

さて、今回の白川中学校の発表に至るまでに変遷がありましたので、それを紹介します。

まず、令和4年、白川中学校と佐見中学校が統合することになり、双方で実施していた「特色ある教育活動」をどうしていくかについて両校で検討し、ある程度の計画を立てて、令和4年度を迎えました。佐見の子が白川中に通うだけでなく、佐見の文化も取り入れながら、新たな教育課程をつくりました。代表的なものとして、白川地区、蘇原地区、佐見地区の文化や歴史を学ぶ活動があります。その他に、白川町の防災、起業家体験学習、平和と命に関する学習など、学年ごとにテーマを決め、特色ある教育活動がなされるようになりました。統合して3年目ですが、これらの活動は実施するたびに進化してきました。そして、修学旅行先での白川茶の販売依頼にもつながり、新聞にも大きく取り上げられました。11月12日、白川中学校はその取組の一端を発表したものです。従って、これらの活動は基本的には学校の教育活動として学校裁量で行っているものであり、町としてこれからも支援していきます。さらに、白川町新しい学校づくり検討委員会では今後の学校の統合を見据えて、どのようなカリキュラムが望ましいか、その素案をつくり、統合後の新たな学校に提供し、活用してもらうよう現在調査、研究をしています。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

はい、ありがとうございます。次の質問がそれに対してどのように支援するかということなので、支援という部分で、かぶりますので次の質問にいきたいと思います。本当に新聞も見ましたが、朝日新聞に大きく取り上げられて、町内だけではなく、先ほど議長や他の議員からも問い合わせがあったという旨を聞いたので、本当に大きな影響があつて、本当に素晴らしいと思います。当然、報道に出るだけが全てではないですけども、そういったことで世の中に大きな影響を与えて、また白川町が注目される1つになる。特にそれは教育のことですので、やはりこれから子どもを持つ親としては、そういった先進的な活動をしている学校には魅力を感じるものですので、ぜひ支援をしていただきたいという思いで次の質問に行きます。

2つ目です。今回の持続可能な白川町の発表では、商品開発や白川町ならではの自然体験など、素晴らしい内容がありました。一方で、道の駅を初め、町内企業や有志団体との協力ができれば、さらに高度なチャレンジや、実際の商品化なども可能かと思われるものもあり、もったいないと感じたのも事実です。町として、町内企業や各種団体との繋がりをサポートしたり、夢の実現に協力する企業への商品開発への補助など、考えはありますか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

佐伯議員の一般質問について答弁を行います。

白川中学校の特色ある教育活動という位置づけで、「まちづくり」という分野を取り入れていただき、企画課職員が出向き、白川町の総合計画を理解してもらったり、持続可能なまちづくりというテーマについて講義をするなど、微力ながら関わらせていただいております。

一生懸命白川町のことを考え、柔軟な発想で課題解決にアイデアを出す子どもたちの姿を見ますと、多くの元気をもらえます。これまでも実施していただいている学校活動としての「ふるさと教育」はこれからも継続していただきたいと思いますが、行政としては、まちづくりや白川人の育成といった視点での関りを作っていきたいと考えております。

佐伯町長も、今の子ども達が、白川に住んでいるメリット、特別な体験や貴重な体験をさせてあげたいと常々おっしゃってみえます。昨年度から、町長と中部ケーブルネットワークの社長、名古屋市立大学の教授との繋がりから始めている「地域課題を解決する共同講座」では、名古屋市立大学の大学生が、企画課職員が講師となるゼミへの参加や白川町を実際に訪れ行う現地研修へ参加し、課題解決の提案をいただいております。こうしたご縁と、その取り組みから派生して、名古屋市立大学の学生と町内の中学生が交わる取り組みを、来年度からスタートできるよう準備を進めているところです。

また、中学を卒業し高校生になり、町外に出る機会が増え、都会の暮らしの豊かさを感じてしまう年ごろの子ども達との関りも重要だと認識していますので、一例になりますが、まちおこしについてまちづくり団体や移住された方から学んだり、IT企業の支援を受けSNSなどの発信力を養ったりしながら、町内店舗の紹介動画やふるさと納税の返礼品や、観光資源のPRなどに関わっていただくことで、中学生までの「ふるさと教育」が途切れることなく、白川町で暮らす豊かさや、ふるさとを愛する気持ちの醸成、帰ってきたくなるまちとなれる取り組みや、町外にいても関係人口でいてくれる取り組みを推進していきたいと考えております。

現在、ワークドット協同組合が中学生の職場体験や、管内高校生のインターンシップなどにも取り組んでいただいております。この組合が主体となり、行政の支援はもちろんのこと、町内の企業やまちづくり団体、OBや現役の地域おこし協力隊、商工会、観光協会などと連携し、佐伯議員のご質問にある「町内企業や各種団体との繋がりをサポート」というプログラムを、中学生

だけにとどまらず高校生まで対象を広げ、新年度から実施できるよう準備を進めています。

また、子ども達が積極的にまちづくりに取り組む姿勢を、町民にも知ってもらえる機会も創出していきますし、仕組み作りを優先したいため、スモールスタートとなってしまうかもしれませんが、より発展させていく場合には、自治体が行う事業に対する資金調達、いわゆるガバメントクラウドファンディングなどを活用し、町外の方々の支援をいただきながら運用していければと考えます。

また、ご質問にあった商品開発への補助は、現在企画課で受け付けている「まちおこし推進補助金」や、農林課で受け付けている「白川茶新商品等開発支援事業補助金」といった制度で、団体や企業が中学生や高校生とタッグを組んで取り組む事業にも対応できるようになっておりますが、さきほど述べた事業を展開することで、よりチャレンジしやすくなるような支援に繋がっていければと考えます。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5 番 佐伯好典議員)

5 番

ワークドット協同組合の方が、今の答弁で中学生の職場体験や管内のインターンシップなど取り組んでいるということですが、中学校に対しては僕も少し活動に絡んでいることもあり、よく存じ上げているんですけども、管内高校生のインターンシップもやられているということで、こちら大体どれぐらいの予算でやっているのか額だけお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

ワークドット協同組合に事業委託をして実施をしております高校生のインターンシップの事業でございますが、予算額としては約20万円の措置をしております。なおこの事業に対しては2分の1が「岐阜県清流の国ぎふ推進補助金」を活用して実施をしております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5 番 佐伯好典議員)

5 番

先ほどの答弁で新年度から新しく、さらなる繋がりを作るサポートをしていくということなので、そこに期待したいと思いますが、先ほど述べたように、中学校はある程度関わっており、実際に今の3年生とは2年生の時の起業体験で、お茶の授業で少し話す時間をいただきました。今の3年生が小学3年生の時に初めて私がやっている総合学習でお茶の授業を受けた子達で、そう

いった子達が中学生でも商品開発に携わって、今回のようなお茶に取り組んだ班がいくつかあったんですけどお茶のことを忘れずに白川茶を愛してくれているという姿勢が続いていることをすごく嬉しく思いますし、これに対しては本当に町が、学校教育も当然含めてですが、一体となって子ども達のチャレンジを大きく膨らませられるような活動にどんどんしていただきたいなという思いはあるし、僕も今後協力できることは協力して、未来をつくる子ども達ですので、そういった子達から町のいろんな糸口を探して、共に考えていけたらいいなと思っています。

再質問ですが、最初の答弁で商品開発への補助が「町おこし推進補助金」や、農林課で受け付けている「白川茶新商品等開発支援事業補助金」といった制度でやっているということなんですけれども、これについて現状を教えてください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

私の方からは、まちおこし推進補助金の現状についてお話させていただきます。

この補助金自体はですね、町民の自発的な活動によって地域が活性化するというところを支援する制度でございます。その中の補助対象事業メニューの中に「ふるさと魅力アップ事業」というのがございまして、これはふるさとの魅力が詰まった特産品の開発であったり、ふるさと納税返礼品の魅力向上といった事業に対して上限30万円を支援する事業でございます。ただ、この推進補助金の現状でございますが、もう1つ補助メニューがあつて「地域活力活性化事業」というのがあります。こちらの方は地域の方々がイベント等を行う際に支援するというところで、最近ですと、ほぼこの地域活力活性化事業は夏祭りなどへの支援が中心となっております。

議 長

農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

はい、白川茶新商品開発支援事業補助金のご質問いただきました。この補助金につきましては、町内の企業団体が行う白川茶を使った商品開発にかかる費用に対して助成するということで、2分の1から3分の2の助成をしております。実績としましては、令和5年度には6企業、令和6年度においては4企業が取り組んでいる。具体的には白川茶のペーストの開発であったり、三年番茶の手作り体験販売。それから白川茶のクラフトビール、白川茶のわっぱ飯といった商品開発をしていただいております。令和7年、新年度からは白川茶に限らず、その他の農産物や特産品を使った商品開発に対しても補助金を出したいと今考えているところである。直接中学生に対する助成ではありませんが、先ほど企画課長が申し上げたように、企業とタイアップするというところでアイデアを生かした商品開発ができるんじゃないかなと思っています。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

コロナ後には、町おこし推進補助とかはいろんなところで周知されて、花火に使う所が多かったかと思う。また、お茶についても、いくつか新商品開発の方は商品を見たりして、いろいろ商品はできているなという印象で、当然、それぞれの活動で使っていただくには本当に良いし、今回こういった子ども達の発表があった事は新聞等でもすごく反響が大きく、新商品開発も先ほど農林課長が言われた中学生とのコラボという話からもあるように子どもが何かをするというだけで、ものすごく話題があって、みんなそれを買ってあげたいという気持ちになるもので、それこそ中学2年生が起業体験でお茶のパッケージデザインなどからいろいろ考えて、ふるさとまつりで売ってもらうのだが、すぐに売り切れてしまいます。白川町民は家にいろんな形でお茶がたくさんあると思うが、それでもやっぱり子どもが売るとすぐ売れてしまうので、是非、来年度のまちおこし推進補助金、白川茶新商品開発補助金の告知の際には一緒に中学生のそういった活動を告知していただいて、学校側との調整もあるかもしれないが、白川の企業やいろんな団体が子ども達とコラボすることによって何かを作り上げていくことが今年実際あった成功体験の小さな芽を更に大きく広げるような形で進んでいくと本当に素晴らしい事業になるんじゃないかなと思う。それでひょっとしたら商品開発に携わった子が、その企業が素晴らしいという思いで帰ってくる可能性も僕はあると思っています。そういった形で、このまちおこし推進、白川茶新商品、こういった補助を、他にももしかするとあるかもしれないが、企業や団体で、ぜひ積極的に中学生とのコラボを考えてもらいたい。教育委員会の方々には、企業がコラボしてくれるかもしれないという形で、共有していただきたいと思うが、それについてご意見をいただきたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 渡口彰規君)

企画課長

先ほどワークドット共同組合が主体となって、今後こういうことをしていきたいよっというお話をさせていただきました。その中の目的としては、町内の子ども達が町内で働ける環境を作る。また、町外に出ていったとしても、戻ってきたくなるまち、また、関係人口でいていただくことといったところを目的にしていきたいというお話をさせていただきました。その中にはいくつかの手段がございますので、今ご提案いただいたような手段についても、その目的へ近づいていけるものであれば検討していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

議員がおっしゃったように、学校と教育委員会、そしてまた役場、そしていろいろな企業がその共有していくためには、情報提供していくことが大事なので、そういう点から関わらせてもらおうと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長

農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

はい、どうやって企業とタイアップしたかという具体的なところは、やはり中学生が企業さん達にプレゼンする場が必要かなと思うので、そういった場の設定とかを教育委員会や企画課とも連携を測って検討したいと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5 番 佐伯好典議員)

5 番

ありがとうございました。子ども達の未来のために、課を越えて、一致団結して夢を大きく育てていていただきたいなと思います。

では、次の質問に参ります。次は防犯カメラ設置の補助についてです。ここ最近、闇バイトと言われるSNS等で集められ、お互いのことも知らず、指示役に言われるがまま住居に侵入し強盗を行うような、短絡的かつ凶悪な犯罪が多発しています。その範囲は首都圏にとどまらず地方にも及んでいることは、報道等でご存知かと思います。本町でも、闇バイトではないものの、昨年度には消火栓の切先が多数盗まれる事件があり、これまでとは違う犯罪の多様化に改めて気を引き締める必要があると感じました。また手口として、不用品の回収を装い各家庭の情報を集め、犯罪組織へ流すといった方法が取られることもあり、そのような案件に心当たりがある町民から相談を受けたこともあります。こうした犯罪に対して効果をあげるのが防犯カメラです、本町での犯罪の決め手となったのは防犯カメラだと聞いていますし、多くの犯罪で証拠としての効果を発揮しており、住民の安全安心を担うためにも設置が必要だと考えます。以前、三戸議員が防犯カメラ設置に関して一般質問を行っており、地域の入りや出口にあたる箇所にする事で状況の確認ができ、犯罪に対する抑止力を高め、さらには行方不明者捜索の一助にもなるので、設置について検討を進めていきたい、自治会や協議会への設置補助については、当面必要性を勘案の上、個別に対応していく予定である。との答弁でしたが、闇バイトでの犯罪等が多発する中、できるだけ早い対応が必要であると考えます、現在、本町では防犯に関しての取り組みの一つとして、自治会への防犯灯の設置とLED化に対し、年間3灯までの補助を行っていますが、この補助をさらに防犯効果の高いカメラ設置へも広げるべきだと考え質問をします。

以前の三戸議員の質問後、行政としての実績と今後の考え、また自治会・協議会への対応も併せてお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

三戸議員からは、防犯や危機管理に関する一般質問を何度かいただいております。それでは、三戸議員の防犯カメラに関する質問内容とその後の対応について、順を追って説明させていただきます。

初めに、1回目は令和3年12月の議会です。同年9月に発生した黒川地内遠ヶ根峠の県道側溝グレーチング蓋の窃盗事件を受け、「道路への防犯カメラ設置の考えはあるか」との質問をいただきました。当時は学校や公共施設にしか防犯カメラが設置されておらず「道路への設置については検討を進めたい」と当時、総務課長であった副町長が答弁しております。その後検討を経て令和4年度には予算化し、現在、各地区の出入り口に当たる国道と県道の10箇所に防犯カメラを設置しております。また、この際に三戸議員は「自治会や自治協議会が防犯カメラを設置する場合の補助制度はあるか」との質問もされており、それに対して「当面は必要性を勘案の上、個別に対応させていただく予定です」との答弁をしております。

次に、2回目は令和5年3月の議会です。防犯活動を通じた地域コミュニティに関する質問の中で「自治会等による防犯カメラ設置に対する補助金制度導入の考えはあるか」との質問がありました。それに対しては、私が「現時点ではその考えは持っておらず、自治会による設置よりも町が主体となり設置するのが望ましい」と答弁しております。その理由は、自治会役員の負担増の懸念によるもので、実際に設置となると、場所の選定や土地所有者や電柱所有者の同意、映り込む建物や住人に関する同意、道路占用許可など、設置までの準備が非常に大変です。さらに、設置後には、防犯カメラの管理やセキュリティポリシーの制定など、個人が自宅に設置する防犯カメラとは異なり、自治会役員の負担は相当大きいと考えたからです。しかしながら、防犯カメラが防犯対策として有効であるという認識は持っており、自治会管理の課題についても自治協議会長さんや自治会長さんと共に検討していく考えを持っております。ただ、具体的な進展はまだ相談を受けるなどの状況には至っていないのが現状です。

次に、防犯カメラ補助制度に関する今後の考えと自治会等への対応について説明いたします。今回、佐伯議員からも同様の趣旨の質問をいただきましたので、自治会による防犯対策や防犯カメラについて、自治会等の意向を確認したいと考えております。その上で、自治会の防犯カメラ設置補助金制度について検討したいと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

はい、次の質問に移ります。

なかなか、行政が設置するとなるといろいろ大変な手続きがあるので、私の考えでは設置までは行政が補助を出す、管理運営に関しては自治会に任せる、防犯灯も実際は管理、支払いも、自治会がやっている、それぐらい自主的な自治に任せた方が、設置が進むと思っての内容ですけれども、そういった意味を含めて次の質問に参ります。

自治会への防犯灯設置への補助を防犯カメラの設置まで広げるのが良いと考えています、近年の傾向において、自治会からの設置の要望が高いのか、その推移をお聞きし、その考察があればお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

はじめに、防犯灯設置補助制度の概要について説明します。以前は、自治会からの要望を取りまとめ、町の工事として発注していたものを、令和4年度から自治会が事業主体となり、業者を直接手配して防犯灯を設置する方式に改めました。さらに、既設の防犯灯のLED化も補助対象としました。

自治会からの要望の推移について、補助金申請状況を見てみると、ここ3年間で新規設置は39件で、内訳は6件、17件、16件と推移しています。LED化は145件で66件、49件、30件と推移しています。いずれも今年度分は11月末時点の数値ですので、もう少し伸びると考えています。また、これまでにこの補助金を活用した40の自治会のうち16の自治会で防犯灯の新規設置が行われました。

これらのことから、防犯灯が必要な場所はまだまだ存在すると思われます。また、LEDへの更新は徐々に減少しているものの、しばらくは続くと予想しており、この補助制度のニーズは確かにあると考察しています。このほか、3年連続で補助制度を利用している自治会が11自治会もあることから、こうした自治会では引き継ぎがしっかり行われ、計画的に整備されていることが推察されます。

以上、答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

防犯灯はずっと設置補助を出してから、高い水位で動いているというお話でした。一方で最後のところでその3年連続で補助を利用している自治会が11自治会ということで、手元にいただいた資料から見ると、まめにやっている所は本当に毎年のようにしっかり防犯灯の設置やLED化の要望が出ているが、切井を見ると2年は全く無いんです。やはり、防犯を考えると人が少ない所ほど、犯人は入りやすいというか、人の目がない所ほど犯罪は起こりやすいので、これの

告知について、どのようにしているか、県内でも闇バイトではないですけど、オレオレ詐欺に白川町内の方も引っかけたみたいな報道もあって、防犯に対してそういった報道等があって、意識が上がっている時に、例えば町のラインなどで告知をすると効果が上がるんじゃないかなと思います。やっぱり協議会とか自治会長さんだけに告知をするのではなくて、実際住んでいて暗くなって思った声が住民から自治会長、協議会長に上がるという形をとると、もっと効果的ではないかなと思うんですけども、今この防犯灯の設置補助とか整備についての告知は、どのような形で行われているかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

設置の告知につきましては、年に1回年度当初に自治協議会長さん、それから自治会長さんが集まる会議を開いております。その際にいろいろな町が持つておる制度の説明をしておりますが、その中で、こういう制度があるということで説明はしております。それぐらいで、その後追加の説明というところまではしていないのが現状です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

答弁いただいたように、なかなか制度自体を知っている方がいないんじゃないかなというふうに思います。やっぱり協議会長や自治会長に説明するのは重要で、必ず最初にはやっていただきたいんですけども、それ以外にもやっぱり実際生活して歩いている方々、自治会長さん協議会長さんも住んでいる場所はそれぞれだと思うけれど、住民が一番不安だなと思った時にどうしていいかわからない状態があるのではないかと思いますので、これについてはですね、本当にある程度、ことあるごとに、例えば家事もそうですけど、毎月何日は防災・防火の日みたいな感じで、そのようなラインを定期的に流したりして、月に1回程度、そういった告知が来ることによって、みんなが見て、あっと思うこともありますし、CCネットや広報等もあるので、本当に人が減ってくる中で防犯はすごく大事になってくるので、告知の方法をもう少し見直して、増やしていただきたいと思うんですけど、それについて答弁をお願いしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

はい告知の仕方ですが、広報しらかわなどでは、詐欺被害の防止についてとか、あまり放送する内容が無い時は放送しております。何度かそういう放送を繰り返すことで、いろんな方の耳に

届くのかなというふうにも思っております。確かに、ラインやすぐメール、他にもそういったことを告知する手段はございますし、そういったものにはコストがかかる訳でもないので、機会をうまく利用して、多くの方に大事なことであるということを伝えていけるようには考えていきたいと思っております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5 番 佐伯好典議員)

5 番

終わりですけれども、防犯については、本当に意識を上げていただきたいと思います。防犯カメラについても、来年度調査をしていただけるということですので、できれば防犯灯の制度と同じような形で、自治会の中での相談で住民自体が、話し合いによってどこにつけるかっていう形で設置運営をしてもらえると、もう少しスムーズにいくんじゃないかなと思います。かといって防犯灯も、各地域でその電気代を見なければいけなくて、つけすぎると、その後の人口減で大変だという面もあるんですけれども、そこら辺の制度設計等をしっかりと調査研究していただいて、来年度、ぜひ防犯カメラ設置に繋げていただきたいと思います。

以上で、僕の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長

5 番佐伯好典議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。ここで、10 分間の休憩をします。(午後 1 時 57 分)

議 長

再開します。(午後 2 時 10 分)

◇日程第 5

承第 12 号 専決処分した事件の承認について

専第 11 号 令和 6 年度白川町一般会計補正予算（第 3 号）

議 長

日程第 5 承第 12 号「専決処分した事件の承認について」専第 11 号「令和 6 年度白川町一般会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

報告を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

承第 12 号「専決処分した事件の承認について」、専第 11 号「令和 6 年度白川町一般会計補正予算（第 3 号）」について、議案及び提案説明を朗読し、報告した。

議 長

報告が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

議 長

討論を終わります。採決します。

承第１２号を報告の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。よって、承第１２号「専決処分した事件の承認について」、専第１１号「令和６年度白川町一般会計補正予算（第３号）」は、原案の通り承認されました。

◇日程第６

承第１３号 専決処分した事件の承認について

専第１２号 令和６年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第１号）

議 長

日程第６ 承第１３号「専決処分した事件の承認について」、専第１２号「令和６年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。報告を求めます。企画課長。

（企画課長 渡口彰規君 登壇）

企画課長

承第１３号「専決処分した事件の承認について」、専第１２号「令和６年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第１号）」について、議案及び提案説明を朗読し、報告した。

議 長

報告が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

議 長

討論を終わります。採決します。

承第１３号を報告の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、承第１３号「専決処分した事件の承認について」、専第１２号「令和６年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第１号）」は原案の通り承認されました。

◇日程第７

議第４１号 白川町課設置条例について

議 長

日程第７ 議第４１号「白川町課設置条例について」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

（総務課長 藤井充宏君 登壇）

総務課長

議第４１号「白川町課設置条例について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

議 長

討論を終わります。採決します。

議題４１号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議第４１号「白川町課設置条例について」は、原案の通り可決しました。

◇日程第８

議第４２号 白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第８ 議第４２号「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

（総務課長 藤井充宏君 登壇）

総務課長

議第４２号「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。６番梅田みつよ議員。

（６番 梅田みつよ議員 ）

６ 番

今回の有給休暇取得について職員さんが不利益にならないようにということで、十分配慮され

ていると思うが、忙しくなってくる時期だと思いますので、これからちゃんと有給休暇を皆さんが取れるような体制作りはどのように工夫されていくのかという点だけお聞かせください。せっかく与えられても使えない、期限が来たら消えてしまうというのは、良くないなと思いますし、今有給休暇は必ず会社側が与えていかないといけない規則というか法律になっていますので、その辺り、きっちり皆さん取られているのかというところだけ確認させていただいて、賛成したいと思いますので、お願いいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

有給休暇ですけれども、職員は大体平均しますと、昨年度は10日前後取っております。多い職員はそれ以上、少ない職員もいるということで、その少ない職員にもう少し休んでもらえるようにしていくところが今課題かなと思っております。課長会議等の際にも、休暇の状況とかの説明をして、働き方改革もありますので、休暇の取得については、配慮するよというようなことは、それぞれ伝えておるところである。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(6番 梅田みつよ議員)

6 番

年間10日はちょっと少ないのではないかと正直思いました。それよりも少ない人がいるということもあるし、たくさん取られる人もいてことなんですけど、10日は決して多くない状況であると思うと、係長や課長さん達が積極的に取っていないのではないかと思うので、もちろん課を率いてく責任というのはあるんですけど、やはり課長さんや係長さんが一生懸命取っていくと、もうちょっと下の人たちも休みやすくなるんじゃないかなってことも思いますし、係長さんや課長さんがいない時には下の人達はその分頑張らなきゃと思って、逆のモチベーションが上がることもありますし、やっぱり今まで一生懸命働くのが美德だったんですけど、そうじゃなくて、やっぱり適度に休みを取ってもらうことを改めてこの場にいらっしゃる課長さん達がよく考えていただいて、有給休暇を健全に取ってもらうっていうのを工夫していただきたいなと思いますのでそれだけお願いします。これで終わります。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

はい、議員からのご発言よく理解しております。

先ほども課長会議で、そういう話をしておるということをお伝えしましたが、以前ですと平均

で5日程度という状況でした。そういった状況の中で、かなり課長会議また、係長会議等の中で、休暇の話をすることによって、その倍ぐらいまで現在伸びてきたというような状況になっております。少しずつ考え方が職員の方も変わってきておりますので、引き続き、そういった機会を捉えて休暇が大事ということを伝えながら、職員の年休取得については配慮していきたいと考えます。ありがとうございました。

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

議 長

討論を終わります。採決します。

議第42号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議第42号「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案の通り可決しました。

◇日程第9

議第43号 白川町公告式条例の一部を改正する条例について

議 長

日程第9 議第43号「白川町公告式条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

（総務課長 藤井充宏君 登壇）

総務課長

議第43号「白川町公告式条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

議 長

討論を終わります。採決します。

議第42号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議第４３号「白川町公告式条例の一部を改正する条例について」は、原案の通り可決しました。

◇日程第１０

議第４４号 防災行政無線デジタル（同報系）親局更新工事請負契約の締結について

議 長

日程第１０ 議第４４号「防災行政無線デジタル（同報系）親局更新工事請負契約について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

（総務課長 藤井充宏君 登壇）

総務課長

議第４４号「防災行政無線デジタル（同報系）親局更新工事請負契約の締結について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

議 長

討論を終わります。採決します。

議第４４号を、原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。よって議第４４号「防災行政無線デジタル（同報系）親局更新工事請負契約の締結について」は、原案の通り可決をしました。

◇日程第１１

議第４５号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議 長

日程第１１ 議第４５号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

（総務課長 藤井充宏君 登壇）

総務課長

議第４５号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」議案及び提案説明を朗読し、説明

した。

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第４５号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議第４５号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」は、原案の通り可決しました。

◇日程第１２

議第４６号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議 長

日程第１２ 議第４６号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

総務課長

議第４６号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

議 長

討論を終わります。採決します。

議第４６号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議第４６号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」は、原案の通り可決しました。

◇日程第１３

議第４７号 財産の取得について（追認）

議第４８号 財産の取得について（追認）

議 長

日程第 1 3 議第 4 7 号「財産の取得について（追認）」、議第 4 8 号「財産の取得について（追認）」、以上 2 件を一括議題とします。説明を求めます。教育課長。

（教育課長 大岩裕樹君 登壇）

総務課長

議第 4 7 号「財産の取得について（追認）」、議題 4 8 号「財産の取得について（追認）」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

議 長

質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

議 長

討論を終わります。採決します。

初めに、議第 4 7 号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議第 4 7 号「財産の取得について（追認）」は、原案の通り可決しました。

議 長

続いて、議第 4 8 号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議第 4 8 号「財産の取得について（追認）」は、原案の通り可決しました。

◇日程第 1 4

議第 4 9 号 令和 6 年度白川町一般会計補正予算（第 4 号）

議第 5 0 号 令和 6 年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第 2 号）

議第 5 1 号 令和 6 年度白川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議第 5 2 号 令和 6 年度白川町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

議 長

議第 4 9 号「令和 6 年度白川町一般会計補正予算（第 4 号）」、議第 5 0 号「令和 6 年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第 2 号）」、議第 5 1 号「令和 6 年度白川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」、議第 5 2 号「令和 6 年度白川町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」、以上 4 件を一括議題とします。

議 長

お諮りします。

本件については、議案の補足説明を省略し、ただちに予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決しました。

議 長

お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を12月11日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

はい、ご異議なしと認めます。

よって、審査期限は12月11日とすることに決しました。

議 長

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

ただ今決定しましたとおり、本日はこれをもって延会し、12月11日、本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。なお、明日、11日は予算決算審査常任委員会を午後1時00分から役場分館3階大会議室において開催しますので、各位のご参集をお願いします。それでは、本日はこれをもって延会とします。どうもご苦労さまでした。

（午前2時52分 延会）

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員